

平成27年12月28日

会員の皆様へ

大阪商工信用金庫

定款の一部変更に関するお知らせ

さる平成26年9月19日に信用金庫法施行規則が改正され、定款に長期間所在が不明と
なられている会員の方（以下、所在不明会員）の除名に関する事項を定めることができ
るとされました。

協同組織の地域金融機関である当金庫におきましては、会員の方の加入・脱退の状況
を正確に把握することは経営上の重要な課題であり、法令・定款に基づく所在不明
会員の方への対応を行うことは、当金庫の出資事務の合理化、ひいては、現在当
金庫をご利用いただいているお客様の利益にもつながるものです。

以上の理由から、当金庫では、平成27年6月25日に開催した第86期総代会の
決議を得て、平成27年11月30日付で定款を変更いたしましたので、お知らせいた
します。

つきましては、下記に該当することにお心当りのある会員の方は総代会の決議
により除名となることとなります。

なお、転居等され、当金庫に対し届出住所等の変更手続きをなさっておられない
会員の方は、速やかにご本人であることを確認できる書類及びお届け印を当金庫
本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますよう
お願い申し上げます。

記

- ・「所在不明会員」とは、以下の①～③の要件を全て充足し、かつ、当金庫が除名
することが適当と判断させていただいた会員の方とします。
 - ① 5年以上継続して当金庫の事業を利用していない方。
 - ② 当金庫の通知又は催告が5年以上継続して到達しなかった方。
 - ③ 当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

以 上

【お問合せ先】

大阪商工信用金庫 本支店
または本部総務部・総務課（電話：06-6763-1214）